

## 学 位 論 文 内 容 の 要 旨

学位申請者	安藤藍 【人間発達科学専攻 平成21年度生】	要 旨
論文題目	里親であることの葛藤と対処 —家族的文脈と福祉的文脈の交錯—	<p>日本の里親研究は、里親及び里親家族を、児童福祉法にもとづく社会的養護の担い手としてみる、家族の多様化論の流れを汲みつつ「新しい家族」としてみる、という2つの流れをなしてきた。本論文では、里親をこれら「福祉的文脈」と「家族的文脈」の交錯する場に位置づく存在として捉え、かれらが子どもとの関係で日常的に経験する葛藤と対処を描き出すことを目的とした。かれらが経験する葛藤は、「福祉的文脈」から生じる「時間的限定性」「関係的限定性」の2種の限定性が、「家族的文脈」に優勢な諸規範と相容れないことに由来すると推察される。分析資料は、首都圏に在住する26人の里親(夫婦3組を含む)を対象とする半構造化インタビューにより得た。</p> <p>本論文の主要な知見は、次の3点にまとめられる。</p>
審査委員	(主査) 藤崎宏子 教授	①「時間的限定性」をめぐって：受託以前の時間を共有しないことによる子どもとの関係構築の困難を感じた里親たちは、年齢相応の子どもイメージなどを参照するか、いまあるその子自身と向き合うしかないと思いつめるかの調整に葛藤を感じていた。また実親家族への復帰可能性が将来的な関係継続に「時間的限定性」を意識させる場合は、家族的文脈と福祉的文脈のいずれを基盤として子どもに相對するか
	平岡公一 教授	の対処において試行錯誤をせざるをえない状況が確認された。
	杉野勇 准教授	②「関係的限定性」をめぐって：受託後も実親との交流が継続的にある場合、里親は福祉的文脈に依拠しつつ共同養育者の立場に立とうと努めるが、その対処は実親の言動によっては成功しない場合もあった。一方、養護施設職員や児童福祉司などが介在することで里親子関係の限定性が意識される場合は、家族的文脈に高い価値づけを行うことにより、自身の役割に意義を見出そうとしていた。
	小玉亮子 教授	③18歳以降の「限定性」：里親たちのなかには、里親委託の措置解除に対して、「責任の終わり」を意識するものがある一方で、「一つの通過点」に過ぎないとみる見方もあった。いずれにしても措置解除は、2つの文脈の交錯と2種の限定性から生じる葛藤から里親たちを全面的に解放するものとはいえなかった。
	和泉広恵准教授（日本女子大学人間社会学部）	本論文の意義として次の4点が挙げられる。第1に、日本の里親研究の2つの流れのいずれにも与せず、新たな研究の展開可能性を拓くことができた。第2に、〈家族的文脈・福祉的文脈〉〈時間的限定性・関係的限定性〉などのオリジナル概念を用いて語りを分析したことにより、里親が日常的に経験する葛藤と対処のリアリティに迫ることができた。第3に、里親たちが子どもとの関係において経験する葛藤を、ケアの限定性—無限定性をめぐる諸規範の葛藤とみなすことにより、本研究の成果が里親研究を超えて、ケア論や家族社会学領域の子育て研究一般に応用可能であることを示した。第4に、日本の里親制度の枠組みには、元来家族的価値が埋め込まれていることを示し、比較文化的な里親研究に先鞭をつけた。以上から、本論文は、今後のさらなる発展が期待されるオリジナリティ豊かな作品として評価できる。